



議案第八号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾五年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町奨学資金貸付基金条例（昭和四十年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七百万円」を「八百万円」に改める。

第五条中「七千円」を「八千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過規定）

2 この条例の施行前に貸付の決定を受けた者に係る貸付金額については、なお従前の例による。